学校法人松蔭女子学院　役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人松蔭女子学院（以下「この法人」という）の寄附行為第 57 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与（以下「報酬等」という）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人において勤務することが常態である理事をいう。

(3) 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。

(4) 常勤監事とは、この法人において勤務することが常態である監事をいう。

(5) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。

(6) 職員評議員とは、この法人の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。

(7) 報酬等とは、報酬、賞与、その他を役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。

(8) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事に対しては、別表第１に基づき支給する。退職慰労金は支給しない。

(2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、別表第２に基づき支給する。

(3) 評議員に対しては、別表第３に基づき支給する。

（役員の報酬額）

第４条　常勤理事に対する報酬月額は、別表第１のとおりとする。

2　非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬額は、別表第２のとおりとする。

3　新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。

4　退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

5　月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（評議員の報酬額）

第５条　評議員に対する報酬額は、別表第３のとおりとする。

2　就任日と報酬の支払いに係る取り扱いは、第４条を準用する。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等の支給の時期は、次のとおりとする。

(1) 報酬：毎月 20 日（ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。）

(2) 賞与：毎年６月及び 12 月

2　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（交通費及び費用）

第７条　理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に係る交通費は報酬に含むものとする。

2　役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、大学旅費規程を準用する。

3　役員及び評議員が職務の執行に当たって、前２項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第８条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2　この法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に５年間、その写しを従たる事務所に３年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3　この法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をホームページに公表する。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和２年４月１日より施行する。

附則

この改正規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、この規程施行の際、現に在任する役員及び評議員の報酬等については、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

別表第１（常勤理事の報酬額）

	報酬の額	賞与の額
理事長	月額　30万円	無し
院長理事	月額　10万円	無し
大学所属理事	月額　10万円	無し
中高所属理事	月額　10万円	無し
法人事務局所属理事	月額　5万円	無し

別表第２（非常勤理事、非常勤監事の報酬）

	報酬の額	賞与の額
非常勤監事	月額　2万円	無し
非常勤理事	月額　2万円	無し

別表第３（評議員の報酬）

	報酬の額	賞与の額
大学所属評議員	月額　７万円	無し
中高所属評議員	月額　７万円	無し
法人事務局所属評議員	月額　５万円	無し
上記以外の評議員	月額　１万円	